

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の名称】

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の代表者の役職氏名】

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の本店の所在の場所】

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

発行者情報

2025 年 6 月 24 日

株式会社ヒューマンアジャスト
(HUMAN ADJUST Co., Ltd.)

代表取締役 根岸 靖

東京都新宿区西新宿二丁目 7 番 1 号

(03) 6258-1291 (代表)

取締役管理部長 眞木 裕

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03) 3666-2321

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

株式会社ヒューマンアジャスト

<https://human-adjust.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

証券会員制法人福岡証券取引所

<https://www.fse.or.jp/>

【公表されるホームページのアドレス】

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market においては、J-Adviser 及び F-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser 及び F-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser 及び F-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられる Fukuoka PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期
会計期間	自2022年4月1日 至2023年3月31日	自2023年4月1日 至2024年3月31日	自2024年4月1日 至2025年3月31日
売上高 (千円)	1,374,399	1,953,192	2,558,214
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△49,705	56,160	242,796
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△34,924	27,844	149,630
包括利益 (千円)	△34,924	27,844	149,630
純資産額 (千円)	40,440	67,868	217,499
総資産額 (千円)	798,474	881,534	1,212,295
1株当たり純資産額 (円)	134.80	226.23	725.00
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△116.42	92.82	498.77
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	5.1	7.7	17.9
自己資本利益率 (%)	△60.3	51.4	104.9
株価収益率 (倍)	—	—	3.4
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△3,776	144,834	194,634
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△21,492	△64,293	△92,301
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	100,469	△22,132	46,479
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	200,994	258,212	407,024
従業員数 (人)	137	219	270
(外、平均臨時雇用者数)	(132)	(193)	(212)

- (注) 1. 2024年6月25日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っております。そのため、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第16期は、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第17期及び第18期は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第16期及び第17期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
6. 第17期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第18期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第16期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2【沿革】

当社は、創業者である根岸靖が2006年4月に埼玉県狭山市にて、個人経営の接骨院を開業したところから始まりました。現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	事項
2006年4月	埼玉県狭山市新狭山駅前にて接骨院1店舗目を開業し、接骨院事業を開始
2007年7月	2店舗目を東京都にて開業し、多店舗展開を開始
2007年9月	埼玉県狭山市新狭山に接骨院の経営等を目的に株式会社ヒューマンアジャストを設立
2015年12月	本店所在地を埼玉県狭山市祇園に移転
2018年7月	10店舗目を開業。シフト制を導入し、22時までの営業体制を確立
2019年11月	株式会社JINの全株式を取得し子会社化。同社の3店舗を取得し栃木県に進出。鍼灸院事業を開始
2021年3月	30店舗目を開業
2021年6月	株式会社JINを株式会社ヒューマンアジャスト plus に社名変更
2021年12月	鍼灸院及び接骨院等の運営経営支援を目的に一般社団法人全国治療家アシスト協会を設立。療養費請求代行紹介をはじめとした店舗運営等支援事業を開始
2022年2月	本店所在地を東京都新宿区へ移転
2022年10月	施術者への職業紹介事業等を目的に株式会社治療家コネクトを設立。国家資格者の人材紹介事業を開始
2023年4月	株式会社ヒューマンアジャスト plus を株式会社ヒューマンアジャストに吸収合併
2023年4月	株式会社全国治療家アシスト協会を設立
2023年9月	一般社団法人全国治療家アシスト協会を解散
2023年8月	関東1都6県全域への進出を達成
2023年11月	福岡に初進出し、九州地域での事業を開始
2024年9月	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）に株式を上場
2024年12月	福岡証券取引所（Fukuoka PRO Market）に株式を上場

店舗一覧

所在地			店舗数
東	京	都	18 店
茨	城	県	1 店
栃	木	県	9 店
群	馬	県	2 店
埼	玉	県	13 店
千	葉	県	2 店
神	奈	川 県	7 店
大	阪	府	1 店
福	岡	県	3 店
合 計			56 店



3【事業の内容】

(鍼灸接骨院について)

- ・当社グループでは、以下の国家資格者が施術というサービスを行う各施設を「鍼灸接骨院」と総称しております。

柔道整復師による接骨院

はり師・きゅう師、あん摩マッサージ師による鍼灸院

- ・また、上記資格を取得し施術サービスを行っている方々を総称して「施術者」と呼んでおります。
- ・施術は利用者の費用負担の観点から、大きく2種類に分けられます。

療養費：所定の症状（骨折・脱臼・捻挫・打撲）で要件を満たす場合、健康保険が適用され、一部負担（自己負担）のみで施術を受けられます。

（骨折、脱臼の施術には医師の同意が必要となります）

自費診療：療養費に該当しないため保険が適用されず、全額自己負担となります。

- ・鍼灸接骨院の周辺業界には整体院、カイロプラティック、リラクゼーションサロン等がありますが、鍼灸接骨院は国家資格者のみが開業できるのに対し、周辺業界では開業に特別な資格を有しないという違いがあります。

当社グループは、当社（株式会社ヒューマンアジャスト）、子会社2社（株式会社全国治療家アシスト協会、株式会社治療家コネクト）により構成されており、（1）鍼灸接骨院運営事業、（2）店舗運営等支援事業を主たる事業としております。当社グループの事業は（1）鍼灸接骨院運営事業を中核事業とし、またその店舗運営のノウハウを活かして同業他社への支援サービスを（2）店舗運営

等支援事業として展開しております。

当社グループでは企業理念である「全従業員の物心を満たし、地域の健康と業界発展の為に集まったプロ集団」として、「技と心を磨き続け」さらに「施術者のその先」へ進むことをミッションとしております。鍼灸接骨院は地域医療の入り口として日本社会の医療福祉を支えるという重要な役割を担っている一方で、この業界では低賃金や長時間労働、サービス残業などの労働環境面の問題が常態化しております。私たちは、施術者自らも幸せでなければ利用者様を笑顔にすることはできないという思いから、「日本全国の施術者の地位向上と業界の発展」をビジョンとして掲げ、地域社会に健康を提供し続けることを目指して事業を展開しております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置づけは以下のとおりであります。

なお、次の2部門は「第6 経理の状況 1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 【注記事項】」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 鍼灸接骨院運営事業（当社）

①鍼灸接骨院の運営

2006年4月に埼玉県狭山市にて1店舗目を開業して以来店舗数を拡大し、2025年3月末現在では56店舗（関東エリア52店舗、大阪府1店舗、福岡県3店舗）の鍼灸接骨院を運営しております。当社グループでは交通事故等の外傷や高齢者のみならず、スポーツ障害の学生や、産前産後の女性、仕事に起因する症状でお悩みの社会人など、ライフステージの様々な段階の顧客のお悩みに対応しております。現役世代も来店しやすいよう駅前など通勤・通学時に立ち寄りやすい立地に進出するとともに、シフト制の導入により22時までの営業を実現することで日中忙しい現役世代が来店しやすい環境を整え、顧客の生活の質の向上、スポーツや仕事のパフォーマンス向上に貢献しております。

また単に稼働時間を伸ばすだけではなく、業界では当たり前となっている従業員の長時間労働問題にも着手し、8時間労働のシフト制を導入する事で、勤務時間の根本改善及び完全週休2日制の確保を実現しました。業界では類を見ないほどの働き方改革を実現し労働環境を整備することで、新卒・中途を問わず求職者への訴求となり事業拡大に必要な人材を獲得しております。当社グループの施術者は全員が国家資格保持者（※）として高い知見と技術を有しており、さらに働き方改革により1人1人の士気を高めるとともに施術技術を学び続ける研修体制を構築してきました。鍼灸接骨院業界では近年療養費が減少傾向にありますが、当社グループの施術者の幅広い施術スキルにより保険施術に依存することなく、自費施術も含めた多様な施術ニーズに応えております。自費施術は整体院やリラクゼーションサロンなどの周辺業界も競合相手となりますが、当社グループは国家資格者による高い技術をベースとした施術により周辺業界との差別化を図っております。

（※）当社グループの国家資格保持者数は以下のとおりです。

柔道整復師 210人、はり師・きゅう師 50人（うち両資格保持者15人）

②物品販売

ECサイトの運営を手掛けており、当社グループ店舗に来店されたお客様向けに医薬部外品やサプリメント等の健康食品、家庭向け美容・健康増進器具などの販売を行っております。店舗稼働時間外も含めサービス提供機会を拡大しております。店舗に来店されるお客様は健康に対する意識が高まっており、施術にとどまることなく質の高い健康へのニーズを捉えることで、中核事業である鍼灸接骨院の運営と相乗効果を発揮し顧客ロイヤルティを高めております。

また、当社は、ECサイトシステムの社外への紹介（販売）も行っております。

(2) 店舗運営等支援事業

当社グループでは中核事業である鍼灸接骨院の運営により、施術者のリアルな課題を絶えず把握し、改革により解決してきました。こうして獲得した運営ノウハウは、同様の課題を抱える他の施術者にとっても効果的なソリューションとなります。当社グループ独自のノウハウを運営支援サービスという形で商品化し、全国の施術者の経営の安定や労働環境の改善に貢献することで、店舗未進出の地域においても施術者の地位向上、ひいては地域社会の健康増進に貢献しております。

①店舗支援事業（株式会社全国治療家アシスト協会）

・療養費請求代行紹介事業

鍼灸接骨院が売上を回収するためには保険者（国、各種健康保険組合等）に対する療養費の

請求が不可欠となりますが、多くの院にとって請求に係る事務は作業負担が大きく、当該事務に精通した担当者の確保・教育も課題となっております。

当サービスではそうした煩雑な事務を代行し、施術者が施術に専念できる環境を提供する為、療養費の請求代行機関の紹介を行っております。運営支援サービスのご契約者を請求代行機関へ紹介を行い、その対価として受け取る請求代行機関より紹介手数料を収益としております。

また、療養費の入金には通常3か月以上を要するため回収サイトが長く、特に開業初期の院にとっては資金繰り上の課題となります。このため当サービスで紹介する請求代行機関では早期現金化プランを用意しており、施術者の資金繰りを改善し経営安定化にも貢献しております。

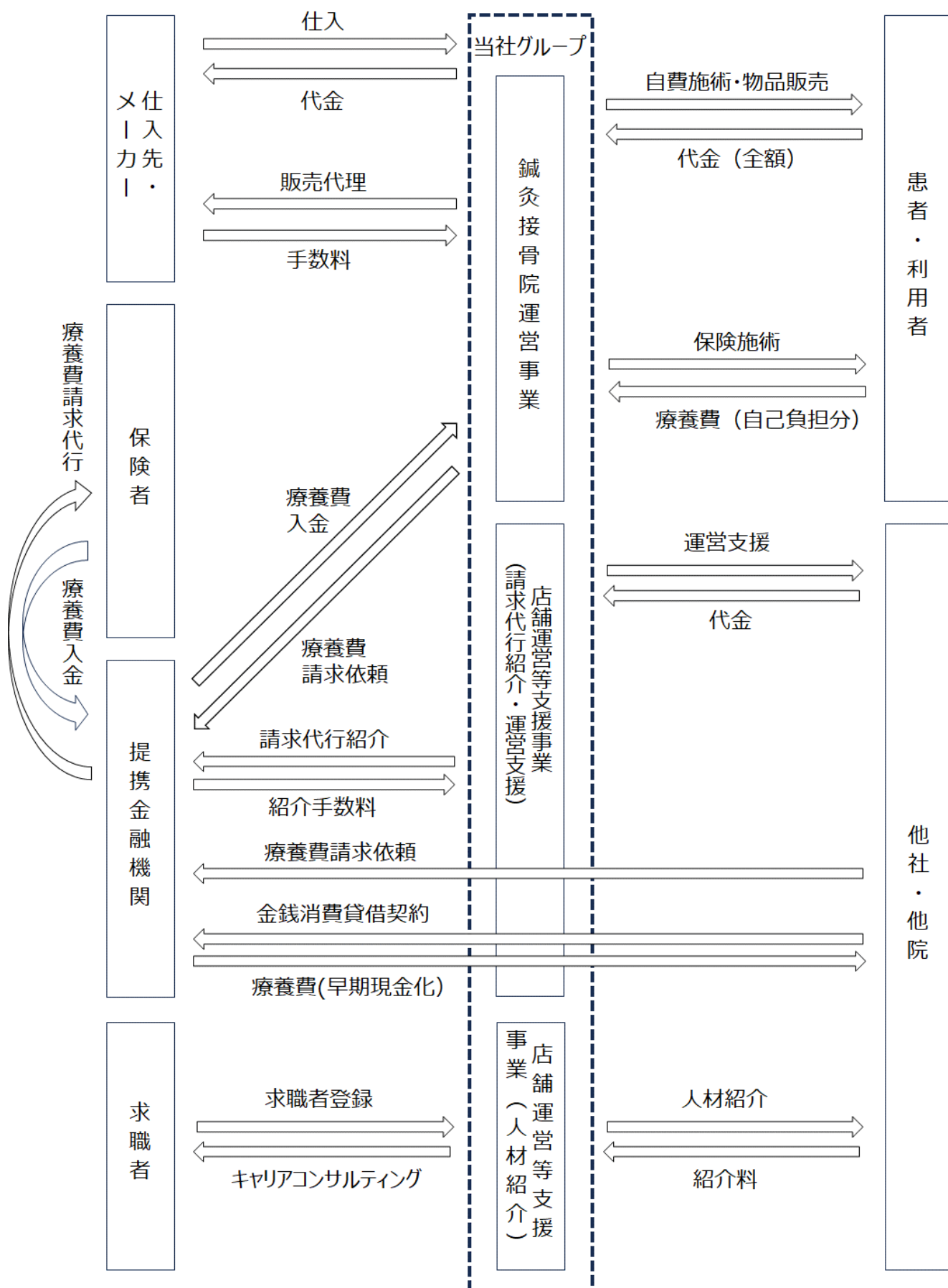
- ・運営支援事業

クラウド受付サービスの販売や院内業務のスマート化、スポーツ科学の最先端機器を利用した測定・分析サービス、健康食品やサポーター等販売のためのECサイト構築、許認可取得から店舗デザインまで全面的な開業サポート、施術技術や経営戦略など幅広いラインのセミナー開催、鍼灸接骨院経営コンサルティングなど、院運営の悩みを解決し、経営を高度化する様々なサービスを提供しております。

②国家資格者の人材紹介事業（株式会社治療家コネクト）

鍼灸接骨院業界では店舗数が増加傾向を続ける中で国家資格の合格者数が減少しており、人材確保が難しくなっている一方で、働き手である施術者が求める待遇やワークスタイルは多様化しております。当社グループではこうした状況を機会と捉え、2022年から人材紹介事業を開始し、施術者の転職支援サービスを展開しております。現場を熟知した業界経験者がキャリアエージェントとなることで、求人企業・院、求職者の双方にとって最適な提案を可能としております。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 又は被所有割合	関係内容
(連結子会社) 株式会社全国治療 家アシスト協会 (注) 3	東京都 新宿区	3,000	店舗運営等 支援事業	100.0	役員の兼任 管理業務の受託
株式会社治療家コ ネクト (注) 3	東京都 千代田区	5,000	店舗運営等 支援事業	100.0	管理業務の受託

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメント名称	従業員数(人)
鍼灸接骨院運営事業	269 (212)
店舗運営等支援事業	1 (－)
合計	270 (212)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当連結会計年度における従業員数の増加は、主として事業拡大に伴う積極的な新規採用によるものであります。

(2) 発行者の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
269 (212)	27.3	2.3	3,471

セグメントの名称	従業員数(人)
鍼灸接骨院運営事業	269 (212)
合計	269 (212)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3. 当連結会計年度における従業員数の増加は、主として事業拡大に伴う積極的な新規採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、所得環境の改善やインバウンド需要の回復を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、円安の進行やエネルギー・原材料価格の上昇による物価高が継続し、実質賃金の下落傾向が続く等、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する柔道整復・鍼灸・あん摩マッサージ指圧業界においては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う行動制限の緩和を受け、来院者数の回復が進みました。また、高齢化の進行により、健康維持や予防への関心が一層高まっており、健康産業全体としての需要は拡大傾向にあります。特に、高齢者層を中心に、介護予防や生活機能の維持・改善を目的とした施術やサービスに対するニーズが高まり、ヘルスケア関連分野の成長が注目されています。

このような状況のもと、当社グループでは、鍼灸接骨院運営事業において有資格者の積極的な採用を推進するとともに、新規出店及び事業譲受により店舗数の拡大を図り、当連結会計年度においては7店舗増加し、合計56店舗となりました。また、店舗数の拡大に加えて、健康維持・予防のニーズに対応した自費施術の提供や、セルフケアを目的とした物販の強化にも積極的に取り組んでまいりました。

店舗運営等支援事業においては、療養費請求代行紹介事業における会員数の増加は緩やかであるものの、療養費請求額は増加傾向にあり、当該分野の売上は堅調に推移しております。人材紹介事業においては、施術者を対象とした人材紹介市場の拡大を背景に、企業と求職者の双方に対応したマッチングサービスの強化を図ってまいりました。

これらの結果、売上高は2,558,214千円（前年度同期比31.0%増）、営業利益は261,469千円（前年度同期比308.8%増）、経常利益は242,796千円（前年度同期比332.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は149,630千円（前年度同期比437.4%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（鍼灸接骨院運営事業）

売上高は2,531,087千円（前年度同期比30.7%増）、セグメント利益は266,791千円（前年度同期比275.9%増）となりました。

（店舗運営等支援事業）

売上高は27,127千円（前年度同期比65.2%増）、セグメント利益は6,347千円（前年度同期比12.1%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は407,024千円（前連結会計年度末比148,811千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、194,634千円の収入（前連結会計年度は144,834千円の収入）となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益210,856千円、減価償却費の計上57,308千円等であり、支出の主な内訳は、売上債権の増加額116,797千円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、92,301千円の支出（前連結会計年度は64,293千円の支出）となりました。収入は、定期預金の払戻による収入20,000千円であり、支出の主な内訳は、定期預金の預入による支出28,900千円、有形固定資産の取得による支出59,875千円、保険積立金の積立による支出14,209千円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、46,479千円の収入（前連結会計年度は22,132千円の支出）となりました。収入の主な内訳は、長期借入れによる収入119,000千円等であり、支出の主な内訳は、長期借入金の返済による支出86,823千円等であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注活動を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	前年同期比 (%)
鍼灸接骨院運営事業 (千円)	2,531,087	130.7
店舗運営等支援事業 (千円)	27,127	165.2
合計 (千円)	2,558,214	131.0

3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(市場の動向)

・人口減少による市場の縮小

鍼灸接骨院業界における従来の主要顧客は 40～70 歳代ですが、当社グループの展開する地域におきましても今後、当該年齢層の人口は減少が見込まれます。人口減少の下で市場規模を維持するためには、他の年齢層の顧客開拓や各年齢層における新たな施術需要の掘り起こしとともに、顧客 1 人当たりの顧客生涯価値を高める必要があります。

・療養費の減少

高齢化に伴い国民医療費は年々増加しておりますが、接骨院業界におきましては療養費削減施策や療養費請求の審査厳格化などにより、療養費は基調としてマイナス成長を続けております。一方で接骨院数は増加が続いていることから 1 店舗当たりの療養費は減少傾向にあり、療養費頼みの経営では厳しい環境にあります。鍼灸院業界におきましては保険適用の対象症例が少なく保険施術の規模は小さいものの、市場全体として療養費は増加傾向にあることから、療養費の適切な比率を確保することが求められます。

・施術需要の変化

コロナ禍の下では在宅業務による環境変化やテレワークで液晶画面を見る機会が増加したことにより施術傾向の変化が見られました。接骨院では腰痛、頭痛、眼精疲労や肩こりといった症状が増加し、鍼灸院ではストレスによる自律神経の乱れからメンタルヘルスケアの需要が高まりました。また美容への意識も広がり高めをみせ、美容を訴求した施術への需要が増加しました。正常化が進む今般におきましても、人々の美や健康に対する価値観、生活や働き方への影響は深く根付いており、こうした傾向は続いております。今後は美容に対する要求にも対応できる施術を提供してまいります。

・国家資格者採用の難化

近年、国家資格の合格者数が年々減少し、国家資格全体ではピーク時の 4 割減、うち鍼灸師は 4 割減、柔道整復師は特に減少が大きく 6 割減となっており、新規合格者を採用するためには選ばれる院であることが求められるようになっております。今後もこの減少傾向が続いた場合には国家資格者の新規採用がさらに厳しくなると考えられます。

(当社グループの目標と現状)

・ビジョンの実現に向け事業を拡大

当社グループは「日本全国の施術者の地位向上と業界の発展」をビジョンとして掲げ、地域社会に健

康を提供し続けることを目指し、事業を拡大してまいりました。

市場全体としては上述の市場環境により経営難に陥る院も多くありますが、当社グループではそうした院の事業譲受を積極的に行い、施術者の雇用を確保するとともに店舗数を拡大してきました。事業拡大に必要な人材確保にあたっては、施術ニーズの変化や多様性に対応できる知識・スキルを重視し、国家資格者に絞って採用を行っております。採用は難化しているものの、働き方改革で実現した労働環境や当社のビジョンが求職者への訴求となり、従業員数の大幅な増加を実現しております。

- ・事業拡大に伴う諸課題

一方で、事業拡大が業績向上に結実するにはタイムラグが伴います。店舗数拡大及び採用の必要資金は主として融資により調達しているため、負債及び支払利息が増加しております。また当社グループでは施術者の高い技術と士気を競合他社との差別化要素と位置付けておりますが、特に国家資格新規合格者が当社グループの求める技術水準に到達するには相応の期間の研修が必要になるため、採用後一定期間は人件費の増加と一人当たり売上高の低下が利益の圧迫要因となります。持続的な成長のためには、店舗や従業員の拡大を確実かつ安定的に業績向上に結び付けることが重要と考えております。

(対処方針)

- ・稼働及び利益の向上

当期以前に採用した国家資格者については研修が進んでおり、施術経験を蓄積し施術者として大きく成長しているところです。今後は彼らが主戦力となり各店舗の稼働を高めていくことが重要であるため、既存店の好立地を活かし積極的なプロモーションを行い、集客を図っていきます。また、症状が治ったら終わりではなく、より良い健康・美のために継続利用いただくための自費施術・物品販売メニューの提案を拡充してまいります。

また費用面に関しても、店舗業務については受付など店舗共通業務の標準化・デジタル化を進めるとともに、拡大したグループを管理するための人事・経理等本社機能を強化するなど、店舗共有基盤を整備することで1店舗当たりの運営コストを低減し、多店舗運営の強みを活かしてまいります。

- ・財務体質の強化

経営者の高齢化や上記市場環境により撤退を考える院からの事業譲渡の引き合いが多数あるため、M&Aを含めた店舗数拡大の機会を引き続き追及するとともに、出店計画を踏まえて人材の採用も継続していきます。今後の拡大にあたっては既存店から着実に利益をあげ原資として活用するとともに、資本を増強して負債比率及び支払利息の適切な水準を維持し、継続的な成長の基盤となる財務体質の構築を図ります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 競争環境の変化に関するリスク

当社グループが属する鍼灸接骨院業界は、提供サービスが人材の質に左右される傾向の強い業種であり、当社は、当社のビジョンに強く共感している人材を積極的に採用することで、競合他社との差別化を図っております。しかしながら、当連結会計年度末現在以降において、さらなる競合他社の事業拡大や新規参入等がある場合や、療養費の改定による療養費引下げ等の事業環境が悪化した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保に関するリスク

鍼灸接骨院事業の運営及び拡大に必要となる優秀な国家資格者の確保・定着のため、働き方改革やブランディング、求職者への積極的なアプローチや採用活動、人材育成や人事評価の充実を行っておりますが、今後、政策転換等による国家資格者数の急速な減少等があった場合には人材の確保が難しくなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 人材育成に関するリスク

新卒を含む国家資格新規合格者の採用を積極的行っておりますが、特に採用年度前半は研修に専念するため稼働率低下と人件費・研修費等の費用増加により営業利益が減少する傾向があります。新卒が実店舗配属され、十分な実務経験を積むことで、店舗の収益性が増加するため、下半期にかけて収益性が増加し、営業利益が増加する傾向があります。

当社グループの育成カリキュラムにより早期に戦力として活躍し利益の回収を図っておりますが、想定外に育成が遅れた場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

また、柔道整復師の国家試験が毎年3月の第一日曜日、はり師、きゅう師の国家試験が毎年2月の最終日曜日に行われ、合格発表が3月末となるため、内定者の合格率が想定を大幅に下回った場合は、想定する4月入社人数を確保できず、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) M&Aに関するリスク

当社グループでは積極的な事業譲受により店舗数を拡大しております。偶発債務等リスクの低い事業譲受スキームを選択したうえで譲受先の財務・法務及び収益性を精査しておりますが、把握しきれなかった前受金等の簿外債務が買収後に発覚する場合や、店舗運営の移行・引継ぎが計画どおりに進まない場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) 新規店舗開設に関するリスク

事業譲受等によらず新規に店舗を開設する際には、集客の見込める立地を厳選するとともに、居抜き物件の活用等により低コストでの出店を図っておりますが、集客が計画どおりに進まない場合や、想定外の改修費用がかかった場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 有利子負債及び金利負担に関するリスク

当社グループの採用や店舗拡大に必要な資金は金融機関からの借入れにより調達しており、2025年3月末時点で総資産に対する有利子負債の比率は41.1%となっております。有利子負債への依存度が高まり急激な金利変動などの金融情勢の変化により金利負担が増加した場合や、資金調達が不調となり計画どおりに事業拡大できない場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 法的規制に関するリスク

鍼灸接骨院運営事業におきましては「健康保険法」、「柔道整復師法」及び「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」等による法的規制を受けており、各法的規制の強化又は変更等により院の運営に対して著しく不利となる法改正が行われた場合には、当社グループの経営成績及び財

政状態に影響を及ぼす可能性があります。

店舗運営等支援事業におきましては、人材紹介事業において「職業安定法」の法的規制を受けております。当社グループでは、人材紹介サービスを提供するに当たって、「職業安定法」第 32 条の 4 の定めに基づき厚生労働大臣より「有料職業紹介事業」の許可を受けております。「職業安定法」においては、人材紹介事業を行う者（法人である場合には、その役員を含む）が有料職業紹介事業者としての欠格事由（「職業安定法」第 32 条）及び当該許可の取消事由（同法第 32 条の 9）に該当した場合には、事業の許可を取り消し、または、期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる旨を定めております。現時点において、これらに抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後運用の不備等により法令義務違反が発生した場合、もしくは新たな法令の制定や既存法令における規制強化等がなされ、当社の事業が制約を受ける場合、当社の主要な事業活動全体に支障をきたす可能性があります、当社の事業運営及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

また、当社グループが広告宣伝を行う際の表現については「不当景品類及び不当表示防止法」「不正競争防止法」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等による規制を受けており、法令順守のため広告の際にはチェックを行っておりますが、万が一法令に違反する行為が行われた場合、当社グループが社会的信用を失う可能性があります、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（８）鍼灸接骨院運営上のリスク

当社グループでは、国家資格者への顧客対応指導や、臨時従業員も含めたコンプライアンス教育を実施し顧客及び従業員からのクレーム防止に努めております。療養費の不正請求を防止するため、新卒から階層ごとに療養費の研修を行い、基礎知識及び倫理観の教育を行っております。また、内部監査にて施術録を確認することで不正請求の対策を行っておりますが、万が一重大な過失による施術事故が起きた場合や、療養費の不正請求が発生し行政処分を受けた場合には、顧客からの損害賠償請求や当社グループへの信用の失墜により、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

（９）店舗運営等支援事業の運営上のリスク

療養費請求代行紹介事業におきましては、申請業務に脱漏や遅延が生じないように、業務への習熟のための教育の充実や、請求業務に精通した人員配置などの措置をとっておりますが、万が一代行元への療養費の支払い漏れや遅延が大量に発生した場合、当社グループが社会的信用を失い、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また人材紹介事業におきましては、鍼灸接骨院業界と人材紹介業の双方に精通した人材を配置しておりますが、経歴詐称や紹介後の定着不調等による重大なトラブルや、職業安定法上の職業紹介事業許可取消などがあった場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

（１０）個人情報の保護に関するリスク

当社グループでは鍼灸接骨院運営事業や療養費請求代行紹介事業におきまして、個人情報を含む療養費支給申請情報を保存しております。また人材紹介業務におきましては求職者の個人情報を保存しております。これら個人情報は厳重に管理し取扱いに万全を期しておりますが、万が一漏洩が起きた場合、顧客からの損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

（１１）内部管理体制に関するリスク

当社グループでは業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保並びに法令及び各社内規程の遵守を徹底するため、役員・幹部社員によるコンプライアンス遵守意識の醸成や従業員教育の充実、業務権限の分散やチェック体制、内部通報及び早期対応等の仕組みを整備しておりますが、事業拡大により法令等遵守意識や内部管理の仕組みが十分に浸透せず内部管理機能が十分に機能しなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（１２）特定の役職員への依存に関するリスク

当社グループにおきましては勤続年数の短い若手従業員が多く、創業者の根岸靖が経営戦略策定や業務執行について重要な役割を果たしております。権限移譲やコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めておりますが、根岸靖が何らかの理由によって退任、退職又は長期離脱を余儀なくされる等により後任者の確保が困難となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 固定資産の減損に関するリスク

当社グループは、事業用設備備品等の有形固定資産並びに営業権及びソフトウェア等の無形固定資産を保有しており、減損会計ルールに基づき適切な処理を行っておりますが、当社グループ各事業の業績が今後著しく悪化し、保有する固定資産の収益性及び資産価値が低下した場合には、減損処理が必要となり当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 感染症の拡大に関するリスク

当社グループでは新型コロナウイルス感染症の感染拡大時にも感染予防を徹底し、大きな影響を受けることなく 2023 年 5 月の 5 類感染症への移行まで乗り越えることができましたが、今後、同感染症の再拡大や未知の感染症の流行等により、国民の生活様式の変化や、政府による緊急事態宣言の発出等の行動制限が課された場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 自然災害に関するリスク

当社グループにおきましては関東地域及び福岡県に広く店舗が分散しており局所的な災害により大きな影響は受けにくく、また BCP 等の防災対策を講じておりますが、地震や台風等の大規模災害が発生し、本社、店舗及び周辺の電力・交通等のインフラ、又は従業員や顧客等に甚だしい被害が発生した場合は、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(16) 通信ネットワーク及びコンピュータシステムの障害に関するリスク

当社グループが店舗運営等に使用する通信ネットワークやコンピュータシステム等の障害、自然災害や事故により運用サーバーが停止した場合、店舗運営や物販、請求代行紹介等の正常なサービス提供に支障をきたし、それが長期間に及んだ場合には復旧費用や機会損失により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 配当政策に関するリスク

当社では、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、剰余金の配当は、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案し、適切な配当を実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当連結会計年度末現在において、当社は成長過程にあることから、内部留保の充実を図り、さらなる成長に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備に対する投資等の財源として有効活用することが利益還元につながるかと考えているため、今後の配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

(18) 担当 J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022 年 9 月 30 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後 3 年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という）第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合におけ

る産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る)には、2 年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限り)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約

を解除することができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

(19) 担当 F-Adviser との契約について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場 Fukuoka PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 F-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2024年9月11日にフィリップ証券(株)との間で、担当 F-Adviser 契約（以下「当該契約」という）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 F-Adviser を確保できない場合、当社株式は Fukuoka PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<F-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は F-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった

旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限り）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日

(a) Fukuoka PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の

決定を含む) についての書面による報告を受けた日)

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合 (③ b の規定の適用を受ける場合を除く) は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為 (i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合 (当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は、有価証券報告書等につき、特定上場有価証券規程及び法令等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く) が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を証券会員制法人福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策 (以下「ライツプラン」という) のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入 (実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定 (持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。
d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
e 上場株券等より議決権の多い株式 (取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会におい

て一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が Fukuoka PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは証券会員制法人福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜F-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制法人福岡証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末における資産につきましては1,212,295千円（前連結会計年度末881,534千円）と、330,761千円増加いたしました。主な要因は次のとおりであります。

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は832,389千円で、前連結会計年度末に比べ277,655千円増加しております。これは、現金及び預金の増加148,812千円、売掛金の増加116,797千円等が主な変動要因であります。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は379,906千円で、前連結会計年度末に比べ53,106千円増加しております。これは、建物及び構築物の増加47,017千円等が主な変動要因であります。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は626,734千円で、前連結会計年度末に比べ164,740千円増加しております。これは、短期借入金の増加31,784千円、未払法人税等の増加67,529千円等が主な変動要因であります。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債の残高は368,061千円で、前連結会計年度末に比べ16,390千円増加しております。これは、長期借入金の増加15,427千円、資産除去債務の増加18,841千円等が主な変動要因であります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は217,499千円で、前連結会計年度末に比べ149,630千円増加しております。これは、親会社株主に帰属する当期純利益149,630千円を計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は 60,402 千円であります。設備投資額は全て鍼灸接骨院運営事業に係るものであり、主に鍼灸接骨院の店舗に係るものであります。なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2025 年 3 月 31 日時点

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	機械装置 及び運搬具	合計	
本社 (東京都新宿区)	鍼灸接骨院 運営事業	本社機能	25,875	11,089	1,833	2,445	41,242	11
鍼灸接骨院店舗 (狭山市祇園)ほか 56 店舗	鍼灸接骨院 運営事業	店舗	160,007	6,116	4,919	0	171,044	258 (212)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、(外書)は臨時従業員の年間平均雇用者数であります。
 2. 臨時従業員には、アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含みます。
 3. 現在休止中の主要な設備はありません。
 4. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。
 5. 上記の本社、及び各店舗は、連結会社以外の者から賃借している建物であり、内容は下記のとおりであります。

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都新宿区)	鍼灸接骨院 運営事業	本社機能	15,753
鍼灸接骨院店舗 (狭山市祇園) ほか 56 店舗	鍼灸接骨院 運営事業	店舗	120,040

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,200,000	900,000	300,000	300,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所(Fukuoka PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,200,000	900,000	300,000	300,000	—	—

- (注) 1. 2024年6月25日開催の定時株主総会決議により、発行可能株式総数に係る定款の変更が行われ、発行可能株式総数は1,199,760株増加し、1,200,000株となっております。
2. 2024年5月22日開催の取締役会決議により、2024年6月25日付で普通株式1株を5,000株に分割しております。これにより株式数は299,940株増加し、300,000株となっております。
3. 2024年6月25日開催の定時株主総会決議により、普通株式100株を1単位とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年 6月25日 (注)	299,940	300,000	—	3,000	—	—

(注) 株式分割(1:5,000)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 100 株）								単元 未満 株式の 状況 （株）
	政府 及び 地方公 共団体	金融 機関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以 外	個人			
株主数(人)	－	－	－	1	－	－	2	3	－
所有株式数 (単元)	－	－	－	1	－	－	2, 999	3, 000	－
所有株式数の 割合 (%)	－	－	－	0. 03	－	－	99. 96	100	－

(注) 1. 2024年6月25日付で普通株式1株を5,000株に分割しております。また、2024年6月25日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(7) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
根岸 靖	埼玉県狭山市	299,800	99.93
上田 宗則	大阪府大阪市西区	100	0.03
キャロットキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目8-13	100	0.03
計	—	300,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 300,000	3,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	300,000	—	—
総株主の議決権	—	3,000	—

- (注) 1. 2024年5月22日開催の取締役会決議により、2024年6月25日付で普通株式1株を5,000株に分割しております。
2. 2024年6月25日付で定款変更を行い、100株を1単位とする単元株制度を導入しております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、持続的な成長による企業価値の拡大がステークホルダーへの最大の利益還元であると位置づけ、事業拡大の中長期的な資金源として内部留保の充実を優先し、現在まで無配を継続してまいりました。

今後におきましては、内部留保資金を店舗の新規開店や事業譲受、従業員の新規採用や待遇改善等の成長施策に活用するとともに、毎期の業績及び財政状況並びに事業計画を勘案し、株主への利益還元とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を検討していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回とし、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期
決算年月	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
最高(円)	—	—	1,700
最低(円)	—	—	1,700

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)及び福岡証券取引所(Fukuoka PRO Market)におけるものであります。

2. 当社は、2024年9月27日に東京証券取引所(TOKYO PRO Market)に上場し、2024年12月16日に福岡証券取引所(Fukuoka PRO Market)に上場しております。それ以前の株価について、該当事項はありません。

(2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
最高(円)	—	—	1,700	—	—	—
最低(円)	—	—	1,700	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、福岡証券取引所(Fukuoka PRO Market)におけるものであります。

2. 当社は、2024年9月27日に東京証券取引所(TOKYO PRO Market)に上場し、2024年12月16日に福岡証券取引所(Fukuoka PRO Market)に上場しております。

5 【役員の状況】

男性 6 名 女性 1 名 （役員のうち女性の比率 14.3%）

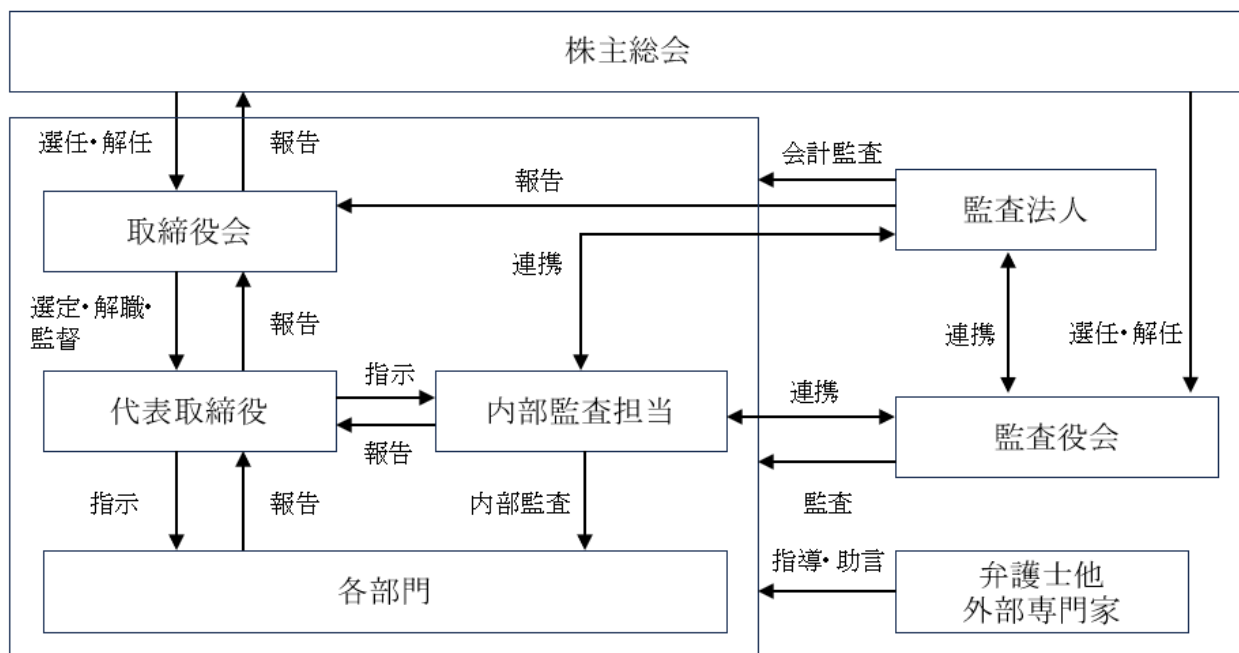
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	根岸 靖	1975 年 4 月 4 日生	1998 年 4 月 2004 年 4 月 2004 年 4 月 2006 年 4 月 2007 年 4 月 2018 年 11 月 2021 年 12 月	コナミスポーツクラブ株式会社入社 柔道整復師免許取得 医療法人社団くまくぼ整形外科入社 埼玉県狭山市にて接骨院 1 号店を開業 株式会社ヒューマンアジャスト設立、代表取締役社長に就任（現任） 株式会社 JIN（2021 年 6 月に株式会社ヒューマンアジャスト Plus へ商号変更。後に株式会社ヒューマンアジャストに吸収合併）代表取締役に就任 一般社団法人全国治療家アシスト協会（現 株式会社全国治療家アシスト協会）代表社員（現 代表取締役に就任（現任）	(注) 3	(注) 6	299,800
取締役	営業部長	田嶋 将大	1991 年 8 月 20 日生	2012 年 3 月 2012 年 4 月 2017 年 11 月 2021 年 12 月 2023 年 6 月 2024 年 4 月	柔道整復師免許取得 ひだか接骨院入社 株式会社ヒューマンアジャスト入社 一般社団法人全国治療家アシスト協会 理事に就任(2023 年 3 月に株式会社全国治療家アシスト協会へ商号変更し理事を退任) 株式会社ヒューマンアジャスト 取締役管理部長就任 株式会社ヒューマンアジャスト 取締役営業部長（現任）	(注) 3	(注) 6	—
取締役	管理部長	眞木 裕	1987 年 4 月 2 日生	2010 年 3 月 2010 年 4 月 2021 年 12 月 2024 年 4 月	柔道整復師免許取得 株式会社ヒューマンアジャスト入社 一般社団法人全国治療家アシスト協会 理事に就任(2023 年 3 月に株式会社全国治療家アシスト協会へ商号変更し理事を退任) 株式会社ヒューマンアジャスト 取締役管理部長就任（現任）	(注) 3	(注) 6	—
取締役	—	三谷 淳	1975 年 7 月 10 日生	2000 年 4 月 2006 年 10 月 2007 年 4 月 2016 年 3 月 2016 年 4 月 2018 年 8 月 2023 年 6 月	弁護士登録 三谷総合法律事務所（現・未来創造弁護士法人）代表弁護士（現任） 慶應義塾大学法学部 講師 株式会社エイアンドティー 取締役（監査等委員） 税理士登録 株式会社未来創造コンサルティング 代表取締役（現任） 株式会社ヒューマンアジャスト 取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 6	—
監査役	—	福野 美和	1985 年 3 月 6 日生	2010 年 12 月 2011 年 1 月 2023 年 1 月 2025 年 6 月	弁護士登録 鳥飼総合法律事務所入所 TH総合法律事務所入所（現職） 株式会社ヒューマンアジャスト 常勤監査役就任（現任）	(注) 4	—	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役	—	加藤 裕司	1988 年 3 月 27 日生	2010 年 2 月 2013 年 10 月 2015 年 1 月 2018 年 10 月 2019 年 5 月 2021 年 4 月 2023 年 3 月 2023 年 5 月 2024 年 7 月 2023 年 6 月	新日本有限責任監査法人（現・EY 新日本有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 加藤裕司公認会計士事務所 開設 代表（現任） 税理士法人グランサーズ 入社 グランサーズベンチャーサポート 株式会社代表取締役役に就任 吸収合併に伴いグランサーズ株式 会社転籍 合同会社タスフル 設立 代表社員（現任） 株式会社ダイブ 入社 株式会社ダイブ 経営企画部長（現職） 株式会社ヒューマンアジャスト 監査役就任（現任）	(注) 5	(注) 6	—
監査役	—	山崎 和弘	1954 年 9 月 8 日生	1982 年 4 月 1999 年 10 月 2002 年 1 月 2006 年 4 月 2012 年 1 月 2017 年 1 月 2018 年 4 月 2024 年 6 月 2025 年 6 月	アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス 日本支店入社 同社日本支店経理部長 アフラック保険サービス株式会社 監査役（兼任） アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス 日本支店内部監 査部長 同社日本支店執行役員 同社日本支店常務執行役員 同社日本支店顧問 アフラック・アセット・マネジメ ント株式会社監査役 日本法人化準備生命保険株式会 社（現アフラック生命保険株式会 社）監査役 アフラック生命保険株式会社常勤 監査役 同社常勤監査役退任 株式会社ヒューマンアジャスト 監 査役就任（現任）	(注) 4	—	—
計								299,800

- (注) 1. 取締役 三谷淳は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 福野美和、加藤裕司及び山崎和弘は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。
3. 2024 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から 2026 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から 2029 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2024 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から 2028 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 2025 年 3 月期における役員報酬の総額は 99,552 千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループのビジョンである「日本全国の施術者の地位向上と業界の発展」に向け、従業員の士気を高め、地域医療の入り口として顧客や地域社会から信頼され、株主や債権者の皆様の信用を守る企業であり続け、以って持続的に企業価値を向上させることを目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社は、3名の常勤取締役（すべて業務執行取締役）及び非常勤取締役1名（社外取締役）の計4名で構成される取締役会を設置しております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役会及び監査役

当社は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名（すべて社外監査役）の計3名で構成される監査役会を設置し、日常的な経営活動の監査を効率的かつ組織的に行っております。なお、定例監査役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時監査役会が開催され、取締役の法令及び定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は、監査役会規程に基づき、重要書類の閲覧及び役職員への質問等の手続きをとおして、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年3月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、外山雄一氏の2名であ

り、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 7 名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社グループにおける全体的な体制の整備は管理部が行い、役員をはじめとして各部門長及び拠点長等の責任者が社員に対し、日常の機会を捉えて法令及び定款、社内規程等を遵守した業務運営の周知徹底を行う体制を整備しております。また、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、社長直轄の複数名の内部監査担当者が内部監査規程に基づき業務を監査しております。なお、自己の属する部門の監査を担当しないことで、相互に牽制する体制をとっております。各部門の監査結果につきましては、内部監査担当者より社長に対し報告し、改善を要する事項があった場合は、社長より各部門長へ改善指示書を発する体制をとっております。また、定期的に、内部監査担当者から取締役会に直接報告する機会を設けております。

内部監査担当者及び監査役は、定期的に監査法人と情報交換、意見交換等を実施し、相互に連携を図っております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社グループは企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役 1 名及び社外監査役 3 名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役及び社外監査役と当社との間には、人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	92,352	92,352	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	7,200	7,200	—	—	2

（注）基本報酬には、確定拠出年金の掛金が含まれております。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は 7 名以内、監査役は 4 名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を

有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、取締役会の決議により毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役（常勤監査役を除く）との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮役員を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の被保険者は、当社及び当社の子会社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を保証する内容であります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないための措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

⑯株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	14,240	—
連結子会社	—	—
計	14,240	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表及び連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の施行規則」第 115 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 127 条第 3 項の規定に基づき、当連結会計年度(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)の連結財務諸表について、監査法人コスモスによる監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	278,212	427,024
売掛金	※4 246,151	※4 362,948
商品	2,575	1,650
貯蔵品	1,206	1,148
前払費用	22,202	37,346
未収入金	3,502	2,878
その他	2,383	1,591
貸倒引当金	△1,500	△2,200
流動資産合計	554,734	832,389
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	144,614	191,632
機械装置及び運搬具（純額）	3,160	2,445
工具、器具及び備品（純額）	19,915	17,205
土地	744	744
リース資産（純額）	35,579	24,662
有形固定資産合計	※1 204,014	※1 236,689
無形固定資産		
ソフトウェア	12,006	6,752
のれん	20,187	14,122
無形固定資産合計	32,194	20,875
投資その他の資産		
敷金及び保証金	55,159	61,999
長期前払費用	6,581	4,698
繰延税金資産	—	6,427
その他	28,850	49,215
投資その他の資産合計	90,591	122,341
固定資産合計	326,800	379,906
資産合計	881,534	1,212,295

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		2,463		6,521
短期借入金	※4	99,499	※2, 3, 4	131,284
1年内返済予定の長期借入金	※3	75,166	※3	91,916
リース債務		17,012		15,015
未払法人税等		4,319		71,848
未払消費税等		35,494		41,837
未払金		50,609		63,952
未払費用		67,137		81,585
前受金		52,242		73,095
賞与引当金		26,361		34,375
ポイント引当金		4,598		1,137
その他		27,091		14,166
流動負債合計		461,994		626,734
固定負債				
長期借入金	※3	230,721	※3	246,149
リース債務		25,294		13,485
繰延税金負債		4,639		—
資産除去債務		84,170		103,011
その他		6,845		5,416
固定負債合計		351,671		368,061
負債合計		813,665		994,796
純資産の部				
株主資本				
資本金		3,000		3,000
利益剰余金		64,868		214,499
株主資本合計		67,868		217,499
純資産合計		67,868		217,499
負債純資産合計		881,534		1,212,295

②【連結損益計算書及び連結包括利益損益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
売上高	※1	1,953,192	※1	2,558,214
売上原価		1,293,904		1,667,957
売上総利益		659,287		890,256
販売費及び一般管理費	※2	595,328	※2	628,787
営業利益		63,959		261,469
営業外収益				
受取利息及び配当金		1		162
補助金収入		4,249		641
償却債権取立益		—		500
解約返戻金		7,900		—
祝金受取額		—		700
その他		3,095		1,009
営業外収益合計		15,246		3,012
営業外費用				
支払利息		21,583		19,231
その他		1,462		2,454
営業外費用合計		23,045		21,685
経常利益		56,160		242,796
特別利益				
固定資産受贈益		—		5,557
特別利益合計		—		5,557
特別損失				
上場関連費用		11,137		31,472
固定資産除売却損		0		—
減損損失		—	※3	6,025
特別損失合計		11,137		37,497
税金等調整前当期純利益		45,023		210,856
法人税、住民税及び事業税		6,775		72,293
法人税等調整額		10,403		△11,066
法人税合計		17,178		61,226
当期純利益		27,844		149,630
親会社株主に帰属する当期純利益		27,844		149,630

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
当期純利益	27,844	149,630
包括利益 (内訳)	27,844	149,630
親会社株主に係る包括利益	27,844	149,630

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	3,000	37,440	40,440	40,440
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益		27,844	27,844	27,844
連結除外による利益 剰余金の減少高		△415	△415	△415
当期変動額合計	—	27,428	27,428	27,428
当期末残高	3,000	64,868	67,868	67,868

当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	3,000	64,868	67,868	67,868
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益		149,630	149,630	149,630
当期変動額合計	—	149,630	149,630	149,630
当期末残高	3,000	214,499	217,499	217,499

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	45,023	210,856
減価償却費	49,958	57,308
のれん償却額	6,065	6,065
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	404	700
賞与引当金の増減額 (△は減少)	9,433	8,014
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	2,801	△3,460
受取利息及び受取配当金	△1	△162
支払利息	21,583	19,231
固定資産受贈益	—	△5,557
固定資産除売却損	0	—
補助金収入	△4,249	△641
解約返戻金	△7,900	—
減損損失	—	6,025
売上債権の増減額 (△は増加)	△10,145	△116,797
棚卸資産の増減額 (△は増加)	106	982
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,576	4,057
前受金の増減額 (△は減少)	8,052	20,852
その他資産の増減額 (△は増加)	21,186	△3,901
その他負債の増減額 (△は減少)	31,762	13,436
小計	171,503	217,009
利息及び配当金の受取額	1	162
利息の支払額	△21,089	△18,415
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△9,829	△4,763
補助金の受取額	4,249	641
営業活動によるキャッシュ・フロー	144,834	194,634
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△25,000	△28,900
定期預金の払戻による収入	—	20,000
有形固定資産の取得による支出	△21,916	△59,875
無形固定資産の取得による支出	△4,532	△526
敷金及び保証金の差入による支出	△9,854	△8,789
敷金及び保証金の回収による収入	774	—
保険積立金の積立による支出	△11,664	△14,209
保険積立金の解約による収入	7,900	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△64,293	△92,301
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	△30,109	31,784
長期借入れによる収入	115,687	119,000
長期借入金の返済による支出	△89,869	△86,823
リース債務の返済による支出	△17,841	△17,482
財務活動によるキャッシュ・フロー	△22,132	46,479
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	58,408	148,811
現金及び現金同等物の期首残高	200,994	258,212
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△1,191	—
現金及び現金同等物の期末残高	※ 258,212	※ 407,024

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2 社
連結子会社の名称 株式会社治療家コネクト
株式会社全国治療家アシスト協会

なお、すべての子会社を連結しているため、非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品 移動平均法
貯蔵品 個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ ポイント引当金

販売促進施策であるポイント制度に基づき、将来のポイント利用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績率に基づき当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

会社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から 1 年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、取引価格の算定において、変動対価が含まれる契約はなく、取引価格を各履行義務へ配分する必要のある契約も有しておりません。

① 鍼灸接骨院運営事業

鍼灸接骨院を運営しており、顧客へのサービス提供完了時点において収益を認識しております。

また、鍼灸接骨院に来店されたお客様向けに医薬部外品やサプリメント等の健康食品、家庭向け美

容・健康増進器具等の商品を販売しております。当該商品の支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識することとしております。

② 店舗運営等支援事業

各顧客に合わせた鍼灸接骨院運営に係るコンサルティングや療養費請求代行紹介のサービスを行っており、顧客へのサービス提供完了時点において収益を認識しております。

また、鍼灸接骨院に携わる専門職の採用需要がある顧客に対して、転職希望者を紹介するサービスを展開しております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスであるため、紹介した人材が顧客の管理監督の下、使用できる状態になった時点（紹介した人材が入社をした時点）で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から３ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

１．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）	14,974	29,230

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号2018年2月16日）に定める会社分類に基づき、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

２．固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
有形固定資産	204,014	236,689
無形固定資産	32,194	20,875
減損損失	—	6,025

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗等を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗や閉鎖等の意思決定を行った店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少金額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定されており、正味売却価額は資産グループの売却見込額から処分費用見込額を控除することで算定され、使用価値は各店舗の事業計画を基礎とした将来

キャッシュ・フローに基づいて算定されております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や外部環境及び内部環境を考慮して作成された、各店舗の予算計画を基礎として行っており、当該計画には、販促強化等の各種施策による将来の売上高を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。)第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022 年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。これによる前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日)等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	197,016千円	248,452千円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。		

※2 当座貸越契約

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、取引銀行1行との間で当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額の総額	－千円	100,000千円
借入実行残高	－千円	100,000千円
差引額	－千円	－千円

※3 財務制限条項

当社の一部の借入金について財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には借入先からの請求により、一括返済することになっております。

- ・各年度の決算期における損益計算書の経常利益を2期連続して損失としないこと。
- ・各年度の決算期の末日における貸借対照表の純資産を2023年3月期の75%以上に維持すること。

また、当社の当座貸越契約に係る借入実行残高については財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には借入先からの請求により、一括返済することになっております。

- ・各年度の決算期における損益計算書の経常利益を2期連続して損失としないこと。
- ・各年度の決算期の末日における貸借対照表の純資産を2024年3月期の75%以上に維持すること。

財務制限条項の対象となる借入金残高は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期借入金	－千円	100,000千円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	61,250千円	46,250千円

※4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
売掛金	180,223千円	60,200千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期借入金	99,499千円	31,284千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
役員報酬	87,295 千円	103,000 千円
給与手当及び賞与	78,120	84,676
賞与引当金繰入額	23,795	3,228
退職給付費用	7,814	11,288
ポイント引当金繰入額	2,801	△ 3,460
貸倒引当金繰入額	1,053	700
支払手数料	79,110	100,701

※3 減損損失

前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途及び場所	種類	金額（千円）
東京都（1 店舗）、栃木県（1 店舗）	建物	5,029
	リース資産	879
	ソフトウェア	116
計		6,025

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗等を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスの店舗で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗に係る資産を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定された価額としております。使用価値は、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、零としております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	60	—	—	60
合計	60	—	—	60

(注) 当社は、2024 年 6 月 25 日付で普通株式 1 株につき 5,000 株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	60	299,940	—	300,000
合計	60	299,940	—	300,000

(注) 当社は、2024 年 6 月 25 日付で普通株式 1 株につき 5,000 株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
現金及び預金勘定	278,212 千円	427,024 千円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	△20,000 千円	△20,000 千円
現金及び現金同等物	258,212 千円	407,024 千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として、店舗設備等（機械装置及び運搬具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として、店舗設備等（機械装置及び運搬具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃借物件において預託しているため、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内に決済されるものであります。

借入金及びリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金等については、当社グループの与信管理規定等に沿って、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金は、主に固定金利による調達により金利の変動リスクを抑制しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 敷金及び保証金	55,159	48,914	△6,245
資産計	55,159	48,914	△6,245
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	305,887	304,620	1,267
(2) リース債務（1年内返済予定を含む）	42,306	42,007	298
負債計	348,194	346,627	1,566

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 敷金及び保証金	61,999	50,821	△11,178
資産計	61,999	50,821	△11,178
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	338,065	337,289	775
(2) リース債務（1年内返済予定を含む）	28,500	28,133	366
負債計	366,565	365,423	1,141

(※) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払法人税等、未払消費税等、未払金、未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	278,212	—	—	—
売掛金	246,151	—	—	—
合計	524,364	—	—	—

敷金及び保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	427,024	—	—	—
売掛金	362,948	—	—	—
合計	789,973	—	—	—

敷金及び保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

(注) 2. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	75,166	67,963	66,214	48,358	18,145	30,041
リース債務	17,012	14,298	8,351	2,154	488	—
合計	92,178	82,262	74,565	50,512	18,633	30,041

当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	91,916	90,394	72,534	40,677	24,267	18,277
リース債務	15,015	9,081	2,899	1,247	256	—
合計	106,931	99,475	75,433	41,924	24,523	18,277

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2024年3月31日)

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	48,914	—	48,914
資産計	—	48,914	—	48,914
長期借入金	—	304,620	—	304,620
リース債務	—	42,007	—	42,007
負債計	—	346,627	—	346,627

当連結会計年度(2025年3月31日)

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	50,821	—	50,821
資産計	—	50,821	—	50,821
長期借入金	—	337,289	—	337,289
リース債務	—	28,133	—	28,133
負債計	—	365,423	—	365,423

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを償還までの期間に対応する国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を導入しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度 7,814 千円、当連結会計年度 11,288 千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	217 千円	7,002 千円
賞与引当金	8,852	11,543
未払費用	1,430	116
資産除去債務	28,264	35,432
ポイント引当金	1,544	381
減損損失	—	1,096
税務上の繰越欠損金 (注)	1,607	1,805
その他	1,522	2,473
繰延税金資産小計	43,438	59,851
評価性引当額	△28,464	△30,620
繰延税金資産合計	14,974	29,230
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△19,614	△22,803
繰延税金負債合計	△19,614	△22,803
繰延税金資産(負債)純額	△4,639	6,427

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「繰延税金資産」の「その他」に含めていた「未払事業税」は重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の注記において、「繰延税金資産」の「その他」で表示していた1,740千円は、「未払事業税」217千円、「その他」1,522千円として組み替えております。

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2024年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	—	—	1,607	1,607
評価性引当額	—	—	—	—	—	△1,607	△1,607
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2025年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	—	—	1,805	1,805
評価性引当額	—	—	—	—	—	△1,805	△1,805
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025 年 3 月 31 日)
法定実効税率 (調整)	33.58 %	33.58 %
住民税均等割	4.42	1.14
法人税額の特別控除	△ 0.52	△ 4.84
その他	0.68	△ 0.84
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.15	29.04

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「その他」に含めていた「法人税の特別控除」は、重要性が増したため当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「その他」に表示しておりました 0.16%は、「法人税の特別控除」△ 0.52%、「その他」0.68%として組み替えております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025 年法律第 13 号)が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 33.58%から 34.43%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は 400 千円減少し、法人税等調整額(借方)が 400 千円増加しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（共通支配下の取引等）

（連結子会社の吸収合併）

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業（存続会社）

名 称：株式会社ヒューマンアジャスト

事業内容：鍼灸接骨院の経営

被結合企業（消滅会社）

名 称：株式会社ヒューマンアジャスト plus

事業内容：鍼灸接骨院の経営

(2) 企業結合日

2023 年 4 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社ヒューマンアジャストを存続会社、株式会社ヒューマンアジャスト plus を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ヒューマンアジャスト

本合併後の当社の名称、資本金、事業内容に変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社グループ内の経営資源の集約及び業務効率化を目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社及び営業用店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

過去において類似の資産について発生した除去費用の実績から割引前将来キャッシュ・フローと使用見込期間を見積り、使用見込期間に対応した割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
期首残高	77,033 千円	84,170 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,643	9,158
時の経過による調整額	493	815
見積りの変更による増加額	—	8,866
期末残高	84,170	103,011

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025 年 3 月 31 日)
契約負債（期首残高）	44,189	52,242
契約負債（期末残高）	52,242	73,095

契約負債は、顧客から契約の履行に先立ち受領した前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。また、当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は 52,242 千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が 1 年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、「鍼灸接骨院運営事業」、「店舗運営等支援事業」の2つを報告セグメントとしております。各報告セグメントの主要な事業内容は以下のとおりです。

報告セグメント名称	事業内容
鍼灸接骨院運営事業	鍼灸接骨院の運営、健康食品や家庭向け美容・健康増進器具等の販売
店舗運営等支援事業	当社グループのノウハウを活用した店舗支援事業、国家資格者の人材紹介事業

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一となっております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	報告セグメント		計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	鍼灸接骨院 運営事業	店舗運営等 支援事業			
売上高					
外部顧客への売上高	1,936,768	16,424	1,953,192	—	1,953,192
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	12,675	12,675	△12,675	—
計	1,936,768	29,099	1,965,867	△12,675	1,953,192
セグメント利益	70,972	5,661	76,634	△12,675	63,959
セグメント資産	868,588	17,236	885,824	△4,290	881,534
その他の項目					
減価償却費	49,958	—	49,958	—	49,958
のれんの償却額	6,065	—	6,065	—	6,065
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	36,315	—	36,315	—	36,315

（注） 1. セグメント利益の調整額及びセグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

	報告セグメント		計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	鍼灸接骨院 運営事業	店舗運営等 支援事業			
売上高					
外部顧客への売上高	2,531,087	27,127	2,558,214	—	2,558,214
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	11,670	11,670	△11,670	—
計	2,531,087	38,797	2,569,884	△11,670	2,558,214
セグメント利益	266,791	6,347	273,139	△11,670	261,469
セグメント資産	1,180,604	32,241	1,212,845	△550	1,212,295
その他の項目					
減価償却費	57,308	—	57,308	—	57,308
のれんの償却額	6,065	—	6,065	—	6,065
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	87,662	—	87,662	—	87,662

（注） 1. セグメント利益の調整額及びセグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先が存在しないた

め、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	鍼灸接骨院 運営事業	店舗運営等 支援事業	合計
減損損失	6,025	—	6,025

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	鍼灸接骨院 運営事業	店舗運営等 支援事業	合計
当期償却額	6,065	—	6,065
当期末残高	20,187	—	20,187

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	鍼灸接骨院 運営事業	店舗運営等 支援事業	合計
当期償却額	6,065	—	6,065
当期末残高	14,122	—	14,122

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者取引との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	根岸 靖	—	—	当社代表取 締役	(被所有) 直接 100	債務被保 証	賃貸借契約 に対する債 務保証 (注) 1	36,570	—	—
							短期借入に 対する債務 保証 (注) 2	99,499	—	—
							リース取引 に対する債 務保証 (注) 3	32,948	—	—

(注) 1. 一部の営業用店舗の賃借料について債務保証を受けております。取引金額には、債務保証を受けている物件の年間賃借料（税込）を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 一部の短期借入（療養費の早期現金化サービスの利用）について債務保証を受けております。取引金額には、保証債務の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

3. 一部のリース取引について債務保証を受けております。取引金額には、期末時点の未経過リース料残高（税込）を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	根岸 靖	—	—	当社代表取 締役	(被所有) 直接 99.9	債務被保 証	賃貸借契約 に対する債 務保証 (注) 1	36,697	—	—
							リース取引 に対する債 務保証 (注) 2	2,005	—	—

(注) 1. 一部の営業用店舗の賃借料について債務保証を受けております。取引金額には、債務保証を受けている物件の年間賃借料（税込）を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 一部のリース取引について債務保証を受けております。取引金額には、期末時点の未経過リース料残高（税込）を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	226.23 円	725.00 円
1株当たり当期純利益	92.82 円	498.77 円

(注) 1. 2024 年 6 月 25 日付で普通株式 1 株につき 5,000 株の株式分割を行っております。そのため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	27,844	149,630
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	27,844	149,630
普通株式の期中平均株式数 (株)	300,000	300,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	99,499	131,284	4.09	—
1年以内に返済予定の長期借入金	75,166	91,916	1.24	—
1年以内に返済予定のリース債務	17,012	15,015	1.98	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	230,721	246,149	1.20	2025年4月～ 2033年4月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	25,294	13,485	2.02	2025年4月～ 2029年7月
合計	447,693	497,849	—	—

（注）1．短期借入金、長期借入金、リース債務の平均利率については、期末残高に対する加重平均金利を記載しております。

2．長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	90,394	72,534	40,677	24,267
リース債務	9,081	2,899	1,247	256
合計	99,475	75,433	41,924	24,523

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

（2）【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

（3）【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL https://human-adjust.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月24日

株式会社ヒューマンアジャスト

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 外山 雄一

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒューマンアジャストの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒューマンアジャスト及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月24日

株式会社ヒューマンアジャスト

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 外山 雄一

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒューマンアジャストの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒューマンアジャスト及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。